

covid-19下での0410(令和2年4月10日の電話等情報通信機器を用いた診療 - 電話も確かにon-lineです - 時限的措置)が、今年の3月3日からは、オンライン資格確認等の条件のもと、参入している関連会社のシステムを用いた正規のオンライン診療(当医としては「遠隔診療」という用語の方がはっきりイメージできるのではないかと思っています)がスタートし、電話のみによる服薬指導と処方箋発行その他がご法度となることがアナウンスがなされてきました。ところが3/3になっても、厚労省からはっきりした通達もなく、当医は直接厚労省に問い合わせたところ、差し当たり0410のままで良い、とのご返事をいただきました。

当医院ではMedley社のClinicsというサービスを既に導入していますが、某医療関係のニュース配信をしていただいている会社の情報ですと、マイナンバーでの入力ミスが2月時点で3万人以上確認されこともあり、当然これは、保険証とマイナンバーを一体にする構想からして問題があり、目下の時点では今年10月までには新システム移行との予定だそうです。

カード決済は便利ですが、メンタル医療機関での診療には別途¥2,000の患者さんの負担が上乗せされますので、仮に患者さんが当医に新制度のもとのオンライン診療を予約なさったとしても、全面新制度のオンライン診療がオブリゲーションとなるまでは、当医の方で、これをキャンセルにして、その上で患者さんに連絡を入れ、従来通りの0410の電話とFAXによる調剤薬局への処方箋送付による診療とさせていただきます。

新制度に移行しても、初診の患者さんに関しては、オンラインでの診療は避けたいと思っております。但し、「相談」というかたちで30分、オンラインにて音声と動画を用いて実施するができます。この場合、費用は保険の対象外となり、保険診療でしたら算定できる金額を10割で(つまり自費で6,880+消費税=7,168, 18:00以降は7,380+消費税=8,118)お支払いいただくこととなります。Clinicsの利用はもちろん可能で、カード決済となります。

ご不明の点がおありの方は、なんなりと当院受付にお問い合わせください。